

各種国家資格における旧姓使用状況について

	弁護士	司法書士	公認会計士	税理士	建築士	教員免許
所管省・関係団体	日本弁護士連合会	日本司法書士会連合会	日本公認会計士協会	日本税理士会連合会	国土交通省	文部科学省
旧姓使用の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士名簿への登録は、戸籍名。(日弁連会則第 18 条) ただし、連合会の会員名簿については旧姓(通称を含む)が可能。(日弁連登録第 658 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法書士名簿への登録は旧姓の併記が可能。(日司連登録事務取扱規則) 	<ul style="list-style-type: none"> × ・ 公認会計士名簿へ登録する氏名は、戸籍によるものとされている。(公認会計士法、公認会計士登録規則) 	<ul style="list-style-type: none"> × ・ 税理士名簿の登録は戸籍名。(税理士法) ・ 税理士証票の氏名は、税理士名簿と同一とする。(税理士法、同施行規則) ・ 税理士は、税理士証票の呈示を義務付けられている。(税理士法) 	<ul style="list-style-type: none"> × ・ 免許の申請には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付することとなり、旧姓使用は不可。(建築士法、同法施行令、同法施行規則) ・ 免許証についても変更事項の書き換えが義務付けられており、名簿と同一の氏名でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> × ・ 免許状での旧姓使用は原則不可。(教育職員免許法) ・ ただし、免許状の書換、再交付については強制されていない。
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人については、外国人登録済証明書に記載された本名又は通称の使用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により税理士名簿への通称併記が可能。 		

注：一部でも旧姓が使用可能なものについては を、全てにおいて旧姓が使用不可なものについては×を付している。

	医師	薬剤師	保健婦 助産婦 看護婦	理容師 美容師	管理栄養士	調理師
所管省・関係団体	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
旧姓使用の現状	<p>×</p> <p>・医籍、免許証での旧姓使用は原則不可。(医師法、同法施行令)</p> <p>・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。</p>	<p>×</p> <p>・薬剤師名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(薬剤師法、同法施行規則)</p> <p>・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。</p>	<p>×</p> <p>・保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍、免許証での旧姓使用は原則不可。(保健婦助産婦看護婦法、同法施行令)</p> <p>・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。</p>	<p>×</p> <p>・名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(理容師法、同法施行規則、美容師法、同法施行規則)</p> <p>・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。</p>	<p>×</p> <p>・管理栄養士名簿、登録証での旧姓使用は原則不可。(栄養士法、同法施行令)</p> <p>・登録証については、記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。</p> <p>*平成14年4月以降、登録証は免許証に変更予定</p>	<p>×</p> <p>・名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(調理師法、同法施行令)</p> <p>・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。</p>
その他	<p>・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記可。</p>	<p>・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記可</p>	<p>・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記可。</p>		<p>・栄養士は、現在、免許証には戸籍上の氏名とされているが、平成14年4月以降、管理栄養士と同様の規定とする予定。</p>	